

「母子保健推進員（母推さん）」をご存じですか。妊娠中から子育ての相談に乗ったり、親子が集える場を開催したりと、地域で皆さんの子育てを応援している方々です。現在、15 名が各地区を担当し、宿毛市で子育てして良かったと思ってもらえるよう、協力して活動しています

※妊娠届出や新生児訪問時に担当のぼすいさんを紹介しています。

ぼすいさんの主な活動

- 育児相談活動
- 乳児健診のご案内を対象者に配布
- 乳幼児健診の計測手伝い、離乳食講習会での託児
- 親子が集える場「ほっと広場」の開催



地域での声かけやふれあいを大切に、皆さんの子育てを支えています。ぜひ、身近な相談役としてお気軽に声をかけてください。



宿毛市 HP

宿毛市不妊治療費・通院交通費助成事業

一般不妊治療、生殖補助医療をされているご夫婦に、治療費と交通費の一部を助成します。



●宿毛市不妊治療費助成事業

不妊治療費

	一般不妊治療	生殖補助医療
対象となる治療	タイミング法、人工授精	体外受精、顕微授精
対象者	①夫婦である ②事実婚の場合は、治療の結果出生した子について認知を行う意向がある ③夫及び妻の両方又は一方が宿毛市に住所を有し、かつ居住している ※ 2 月または 3 月に不妊治療等が終了し、かつ、当該月に市外に転出した場合を除く。 ④夫及び妻が医療保険各法の規定に基づく被保険者、組合員又は被扶養者である ⑤他の市町村において同一の助成を受けていない ⑥宿毛市税の滞納がない ⑦県の助成を受けている（生殖補助医療のみ）	
助成対象期間	3 月 1 日から令和 9 年 2 月 28 日まで	4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
助成額	年度内の上限額 5 万円	高知県不妊治療費支援事業の助成を受けた治療費より、県の助成額を控除した額に対して、治療区分 A・B・D・E について上限 4 万円、治療区分 C・F について上限 2 万円
助成回数	通算 5 年間	高知県不妊治療費支援事業実施要綱に準ずる
申請期間	4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで	県の承認決定通知を受けた日から起算して 60 日以内
申請方法	健康推進課窓口または郵送で申請書類をお渡します。	

●宿毛市不妊治療通院交通費助成事業

- 対 宿毛市不妊治療費助成事業による助成を受けた方で、自宅から医療機関まで、自動車を利用した場合の最短距離が片道 100 km 以上となる方。

助成額 上限額 1 回の受診につき 1 万円 ※年度ごとに 6 万円

申請方法 不妊治療費助成事業の申請の際に、対象となる方に申請書を交付



交通費助成